

メンタルヘルス不調の従業員への受診命令



メンタルヘルスを病む従業員については、受診命令、休職対応、復職時の対応など、会社側は、難しい対応を迫られます。

メンタルヘルスの問題は、当然ながら日本人従業員だけでなく、外国籍の従業員にも起こります。外国籍の従業員の場合、特に来日して期間が短いときは注意が必要です。言語や文化の違い、社内でのコミュニケーション不足から、孤立感や無能感を持ちやすく、精神的に不安定になることがあります。

メンタル不調の従業員への対応は、労働問題に関する専門的な知識が必要であるとともに、非常にきめ細やかな対応が求められます。

今回は、メンタルヘルス不調について弊所にもよくいただくご相談内容をご紹介します。

Q うつ病のような症状の従業員がいます。病院に行くよう指示できますか？

理由なく遅刻してきたり、入社しても塞ぎこんで任せた仕事をこなせない従業員がいます。本人には、病院を受診するようすすめました。受診しません。会社が、病院を受診をするよう正式に指示して問題ないでしょうか。

A 就業規則に規定があれば、病院の受診命令を出せます。まずは規定があるかをチェックしてください。

規定があれば、就業規則に基づき、従業員に病院の受診命令を出せます。証拠を残すために、書面に出した方がいいでしょう。受診命令に従わず、遅刻や著しい勤務不良が続く場合は、懲戒処分も検討します。

もし、就業規則に規定がない場合は、本人の希望も踏まえ、休職などの対応を考えます。会社として健康診断を実施する、産業医、臨床心理士によるカウンセリングの実施など、あらゆる手を尽くし、会社が適切な対応をとったことを記録化することが重要です。

そもそも、メンタルヘルスを病んだ原因が社内にあるかもしれないので、従業員から丁寧に事情聴取し、一方的に解雇しないよう気をつけてください。

次回セミナー予告 3月17日(火) 午後1時～3時 「外国人従業員の労務管理」参加費無料

第1部 日本で働く外国人を知る。

弊所で、日本の会社で働いたことがある外国人の方へのアンケートを実施しました。日本の会社の良いところ、悪いところ、会社を辞めた理由などを調査しました。労務管理をする上で、外国人従業員の考えを知るのは大事なことだと思います。是非、今後の業務のご参考にしてください。

また、弊所がベトナム、ミャンマーの送出国機関を視察した際の様子も、写真や動画を交えてご紹介いたします。

第2部 会社を守る。

従業員のメンタルヘルス問題について、実際の裁判例を元に、企業の立場から法的に取るべき対応を考えます。外国人従業員の場合も基本は日本人と同じですが、+αの対応が必要です。

経営者や管理職が知っておきたい従業員がメンタルヘルス疾患を発症したときの具体的対応と法的ポイントについて解説します。

少人数制のセミナーなので、参加希望の方はお早目にお申込みください。
セミナー参加者特典として、セミナー終了後に無料で個別相談も実施しています。

※セミナー当日は、感染症対策としてマスクとアルコール消毒液をご準備しております。

スタッフの手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、ドアノブや机の消毒、湿度の管理なども実施しています。

▶QRコード読取で
お申込みいただけます



弁護士法人

とびら法律事務所

TOBIRA Legal Professional Corporation

TEL 043-306-7380 千葉市中央区新町3-7高山ビル7階

<https://chiba-gaikokujin.com/>

★3/17(火)セミナー開催決定！申込受付中

★毎月第4木曜配信のとびら通信

とびら法律事務所 外国人

検索

(ニュースレター) メール会員登録はこちらから→

